

自転車用ヘルメット 購入費補助制度

令和7年度版



1人1個

※過去に同補助金を受けたことがある人は対象外

補助対象者

①刈谷市在住の令和8年3月31日時点で
満7歳～満18歳の方

※平成19年4月2日～平成31年4月1日生まれ

②刈谷市在住の令和8年3月31日時点で
満65歳以上の方

※昭和36年4月1日以前生まれ

補助額

購入費用の **5割**

■ 補助上限 2,000 円

■ 100 円未満切り捨て

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、
補助対象経費から除く

補助対象となる自転車用ヘルメット

令和7年4月1日（火曜）以降に刈谷市内の店舗で購入した新品のもの
（自転車販売店やホームセンター、専門店等）

■ SG 基準等の安全基準に適合するもの

※主なマーク



気を付けて!

「CEマーク」は、
「CEマーク (EN1078)」
のみ対象カリ!



※未使用品や中古品は対象外です。

補助金を受け取るまでの流れ

① 刈谷市内の店舗で
補助対象ヘルメットを購入

※購入時に販売店舗へこの補助金を利用する旨を
必ずお伝えください。

② 必要書類をくらし安心課へ提出

③ 【くらし安心課】申請内容の審査、補助金の交付決定

申請方法

■ オンライン申請

※右の二次元コード（市ホームページ）より申請できます。

オンライン
申請は
こちらから



■ 窓口申請

※刈谷市役所 くらし安心課（3階）

■ 郵送申請

※くらし安心課への提出期間内の到着が必須です。

（送付先）〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 くらし安心課

提出期間

購入日	提出期間
令和7年4月1日（火曜） ～令和7年12月30日（火曜）	購入日翌日から起算して90日以内
令和7年12月31日（水曜） ～令和8年 3月31日（火曜）	令和8年3月31日（火曜） 17時15分まで

必要書類

☐ 交付申請書兼請求書 ※ **本人用** と **保護者用** の2種類あります

→市役所3階くらし安心課窓口及び市ホームページで入手できます。

本人用 …使用者が、申請日時時点で満18歳及び満65歳以上

※未成年者が自ら申請を行いたい場合は、「本人用」で申請することができますが、保護者の同意が必要なため、保護者同意欄に記名してください。

保護者用 …使用者が、申請日時時点で満7歳～満17歳（未成年者）

※複数人いる場合は、保護者がまとめて申請できます。

☐ 自転車用ヘルメット販売証明書

※販売店舗が発行

☐ 領収書またはレシートのコピー



申請内容の審査、補助金の交付決定

交付決定後、**交付決定通知書**を発送し、概ね**2か月後**に指定の口座へ振り込みます。

お問い合わせ先

刈谷市役所
くらし安心課 交通防犯係
TEL 0566-62-1010

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用